

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成23年 8月25日

第1806号

毎月3回5の日に発行
(購読料は会費に含む)

定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会旬報



協議のもよう
【写真提供=内閣広報室】

菅総理の冒頭あいさつ 【国と地方の協議の場】

今日は、具体的な課題でご相談という
か、ご意見を伺いたいということで、い
くつかの要素がありました。特にその
中でも子ども手当について、申し上げさ
せていただきます。

8月4日に国会で、民主党と自民党と
公明党の間で一定の合意がなされてい
ました。しかし、この実務を担って頂いて
いるのは、地方自治体でありますので、そ
の中身について、あるいは今後の在り方
についても、この国と地方の協議の場で、
地方の皆さんと十分協議を行うことが必
要だと、三党合意の中に盛り込まれたと
ころであります。

この子ども手当については、今後の在
り方について、安定的に進めていくため
の合意、相互理解についてご相談したい
と思っております。

国と地方の協議の場臨時会 社会保障・税一体改革分科会を設置

本会の水野淳・副会長（八
王子市議会議長）ら地方六団
体の代表は8月12日、総理官
邸で開かれた国と地方の協議
の場に臨み、政府側の代表と
意見を交わした。協議事項は

▽社会保障・税一体改革分科
会の設置▽子ども手当Ⅱ参考
として厚労省がまとめた平成
23年度以降の子ども手当に關
するQ&Aを2・3面に掲載。

なお、当日の会議は、法制
化後としては2回目、臨時会
としては1回目の開催。
会議冒頭、菅総理からあい
さつⅡ右掲Ⅱがあったのち、

▽社会保障・税一体改革分科
会の設置について協議した結
果、内閣官房長官を会長と
し、関係閣僚や地方自治体代
表者らを構成員として、発足
させることとなった。

分科会のメインテーマは、
同一体改革の中で打ち出され
た消費税率の引き上げ。社会
保障制度の安定・強化には現
行の消費税率5%に対し、さ
らに5%の上積みが必要とす
る「社会保障・税一体改革成
案」が7月1日に閣議で報告
され、政府が野党各党と協議
を進めることとしている。現

行分の地方消費税、消費税を
原資とする現行の交付税法定
率分については、既存の枠組
みが堅持されることとなつて

国家予算大枠は71兆円 中期財政フレームを閣議決定

政府は8月12日、「中期財
政フレーム（平成24年度～26
年度）」を閣議決定した。

中期財政フレームは、22年
6月22日に閣議決定された
「財政運営戦略」において、
経済・財政の見通しや展望を
踏まえながら複数年度を視野

に入る、毎年度の予算編成を
進めるための仕組みとして導
入されたもの。財政運営戦略
では、23年度から25年度の3
カ年を対象とする中期財政フ
レーム第1弾を定めるとも
に、「毎年半ば頃、中期財政
フレームの改訂を行い、翌年

いる。しかし、5%の上積み
分については、地方への財源
配分に回る率が決まっていな
い。分科会では、社会保障に
関連する地方単独事業の役割
について協議し、配分率に反
映させる役割を担う。

会議出席者は次のとおり。

- 【国側】▽枝野幸男・官房長
官▽片山善博・総務相▽細川
律夫・厚労相▽玄葉光一郎・
国家戦略担当相▽五十嵐文彦
・財務副大臣【地方側】▽山
田啓二・全国知事会会長▽山
本教和・全国都道府県議会議
長会会長▽森民夫・全国市長
会会長▽水野淳・全国市議
議長会副会長▽藤原忠彦・全
国町村会会長▽高橋正・全国
町村議会議長会会長

度以降3年間の新たな中期財
政フレームを定める」ことを
定めている。今回、閣議決定
された中期財政フレームは、
24年度以降の3年間を見据え
た第2弾となる。

第2弾の財政フレームで
は、東日本大震災からの復旧
・復興が、未曾有の困難に臨
む最優先課題との認識に立
つ。復旧・復興対策の事業規
模は国と地方を合わせ、5年
間で少なくとも19兆円、10年
間で少なくとも23兆円にも及
ぶと見込む。前年度から財政
フレームを改訂するにあつた
ては、財政の枠組みが復旧・
復興対策の妨げとならないよ
う配慮することとされ、震災
からの復興経費や復興債につ
いては別枠とされた。

24年度からの3年間の予算
の大枠は、国債費や決算不足
補てん繰戻しを除き、各年度
とも71兆円。実質的に前年度
当初予算を上回らないとする
歳出ルールを守り、23年度当
初予算と同額の71兆円を堅持
した。また、歳入面では「社
会保障・税一体改革成案」な
どで具体的な方向性が示され
たことを踏まえて、さらに検
討することとした。

ることとなります。

問15 平成23年10月からの新たな手当制度においては、受給者からの申出によって、子ども手当を学校給食費等及び保育料に充てる仕組みができることとありますが、具体的な内容を教えてください。

- (答)
- 平成23年10月からの手当制度にかかる特別措置法案においては、本人から子ども手当を学校給食費や保育料に充てる旨の申し出があったときは、市町村が子ども手当からこれらの費用を徴収等できるという規定を設けています。
 - この仕組みにより、徴収等ができる費用については、省令で規定する予定であり、学校給食費、保育料の他、幼稚園の授業料等、認定こども園の保育料、教材費、学級費、児童会費、生徒会費、修学旅行費、その他、放課後児童クラブの利用料などを検討中です。(変更・追加もあり得ます。)

問16 平成23年10月からの新たな手当制度においては、子どもにも国内居住要件を設けるとのことですが、具体的な内容を教えてください。

- (答)
- 特別措置法案においては、支給対象となる「子ども」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しない者」とすることにより、海外に居住する子どもについては、原則として手当を支給しないこととしています。
 - ただし、「留学」等を理由に国内に居住していない子どもについては、短期間で国内に戻ってくる可能性が高いことから、国内居住要件の例外とする予定です。

問17 平成23年10月からの新たな手当制度においては、父母が別居している場合、子どもと同居する父又は母を受給者とする仕組みができることとありますが、具体的な内容を教えてください。

- (答)
- 現行の子ども手当法においては、父母がともに監護・生計同一要件を満たしていた場合、生計を維持する程度が高い者が受給資格者となっていました。このため、例えば離婚協議中に父母が別居し、母親が子どもと同居している場合であっても、手当が別居している父親に支給される等の状況が生じていました。
 - このような状況を改善するため、平成23年10月からの手当にかかる特別措置法案においては、離婚協議中に父母が別居し、父母が生計を同じくしていないような場合は、子どもと同居している方に支給される仕組みとしています。
 - なお、生計を維持する程度が高い方(父又は母)が、単身赴任に伴い子と別居することとなった場合のように、別居後も引き続き父母が生計を同じくしていると認められる場合については、「同居優先」の要件は適用しないこととし、生計を維持する程度が高い方について、受給資格を判断することとなります。

問18 平成23年10月からの新たな手当制度においては、未成年後見人も受給資格者になりえることとありますが、具体的な内容を教えてください。

- (答)
- 未成年後見人とは、親権を行い(民法第867条)、子の監護・教育等に関し、親権者と同様の権利義務を有する者(民法第857条)であり、①親権者がいない、②親権者が管理権を有しない、③後見開始の審判があったときに開始されるものです。(民法第838条)
 - こうした未成年後見人については、父母に準ずる者として取り扱うことが適当であると考えられるため、受給資格者として位置づけるものです。

問19 新たな手当制度においては、国内に居住する子どもの生計を維持している父母等が国外に居住している場合に、当該父母等が指定した者が受給資格者になりえることとありますが、具体的にはどのような場合が考えられますか。

- (答)
- 例えば、子どもの生計を維持している父母等が国外に移住しており、子どもは日本に居住している祖父母に預けているような場合で、父母等が祖父母のうちいずれかを子どもと監護・生計同一関係がある者として指定するケースが考えられます。

問20 平成23年10月からの新たな手当制度において、児童福祉施設等に入所している子ども(以下、「施設入所等子ども」といいます。)にかかる手当の支給はどのようになりますか(受給資格者、請求・認定手続き、支給する市町村、施設入所事実の把握方法)

- (答)
- 特別措置法案において、施設入所等子どもにかかる手当は、子どもが入所している施設の設置者等に対して支給することとなります。
 - 受給資格者及び認定権者は以下の表のとおりとなり、受給資格者である施設設置者等が所在地の市町村に申請を行うこととなります。

受給資格者	認定を行う者
小規模住居型児童養育事業を行う者	当該事業を行う住居の所在地の市町村長
里親	当該里親の住所の市町村長
児童福祉施設等の設置者	当該児童福祉施設等の所在地の市町村長

- 施設入所の事実の把握については、措置等を行った都道府県等が措置された旨の通知を保護者の住所地の市町村(公務員の場合は所属庁)へ行う(措置の解除等が行われた場合は措置解除された旨を施設設置者等の所在地等の市町村へ行う)ことによって、二重支給の防止等を図ることを予定しています。

問21 施設入所等子どもについては、第1子、第2子、第3子以降といった区分は設けられますか。

- (答)
- 施設入所等子どもにかかる支給月額、0歳から3歳未満の子どもについては、一律15,000円、3歳以上中学校修了前の子どもについては、一律10,000円とし、出生順位による手当額の差異は設けないこととなります。

問22 施設入所等子どもにかかる手当の支給は施設設置者等に支給されることとありますが、施設には具体的にはどのような施設が含まれますか。

- (答)
- 対象となる施設等は以下のとおりとなります。
 - ・小規模住居型児童養育事業を行う者、里親
 - ・乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設(通所者を除く。)

- ・障害児支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設
- ・救護施設、更生施設、婦人保護施設(※子ども(18歳に達する以後、最初の3月31日までの間にある者)のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(手当交付金・事務費交付金等)

問23 平成23年10月からの新たな手当の給付に係る国と地方の負担割合はどのようになりますか。

- (答)
- 特別措置法案においては、平成23年10月から半年間は、従前の児童手当部分は児童手当と同様の負担割合とし、それ以外の部分は全額国庫負担としています。
 - 具体的には、以下のとおりとなります。

支給対象児童	国	都道府県	市町村	
0～3歳未満	被用者	13/15	1/15	1/15
	非被用者	5/9	2/9	2/9
3歳以上～ 小学校修了前	第1子	4/6	1/6	1/6
	第2子			
	第3子以降	5/9	2/9	2/9
中学生	10/10	—	—	

- ※上記の負担割合は、平成23年10月からの子ども手当の額に占める負担割合を示したものであり、国の負担割合は、従前の児童手当分とそれ以外の子ども手当分の負担が含まれる。
- ※従前の児童手当の特例給付の対象者及び所得制限超の者については、児童手当(小学校修了前特例給付)と同様の費用負担の割合を適用。
- ※0歳～3歳未満の被用者に係る国の負担部分については、事業主負担分が含まれる。
- ※上記には、公務員は含まれていない。
- ※児童福祉施設等に入所している子ども等への子ども手当については、親に監護されず、又はこれと生計を同じくしない子ども(親がいない子ども、強制入所措置の子ども等)に係る費用は全額国庫負担。

問24 平成23年10月からの新たな手当制度に係る交付金の交付申請の方法や今後のスケジュールについて教えてください。

- (答)
- 平成23年10月からの新たな手当に係る交付金については、各都道府県に対して補助金適正化法第26条第2項に基づく交付事務等の委任協議を行った上で、12月までに交付要綱を发出し1月中旬に交付申請及び交付決定を行うことを予定しています。今後の具体的なスケジュールについては決まり次第お示しする予定です。

問25 新たな制度に係る事務経費について、「子ども手当市町村事務取扱交付金」のような国からの補助制度は設けられますか。

- (答)
- 特別措置法案に基づく子ども手当受給者に係る経常的な事務の経費に対し、市町村へ事務費交付金を交付することを予定しています。
 - その対象経費は、現行の子ども手当事務取扱交付金と同様にすることを予定しています。

問26 平成23年10月からの新たな手当制度の施行に伴うシステム改修等経費について、国からの補助はありますか。

- (答)
- 特別措置法案の施行に伴うシステム改修経費については、国から補助を行うことを検討しています。
 - 具体的には、現在検討中であり、詳細につきましては、追ってお示ししたいと考えています。

問27 平成23年度子ども手当法案に規定されていた現物サービス拡充のための新たな交付金について、特別措置法案においてはどのような取扱いとなりますか。

- (答)
- 現物サービス拡充のための新たな交付金(子育て支援交付金)については、特別措置法を根拠として、各自治体あて交付する予定です。
 - また、当該交付金の執行スケジュールや、交付要綱及び実施要綱並びに事前協議依頼については、特別措置法案の成立後、速やかに案文をお示しする予定です。
 - なお、交付要綱及び実施要綱の適用については、平成23年4月1日に遡及する予定です。

(所得制限)

問28 所得制限はいつから適用されるのですか。また、いつの所得を基準に判定するのですか。

- (答)
- 三党合意では、所得制限の導入は平成24年度6月分から実施することとされており、これを踏まえ、平成24年6月分の手当から、所得制限が適用されることとなる見込みです。したがって、平成23年10月からの特別措置法案に基づく子ども手当及び平成24年度以降の新たな手当制度における4月分・5月分の手当については、所得制限は適用されないものと考えています。
 - 平成24年6月分の所得制限適用にあたっては、平成23年所得に基づいて適用となるものと考えています。

問29 所得制限限度額の水準を教えてください。現行の児童手当と同様、被用者と非被用者で差を設けたり、扶養親族数で差を設けたりする予定ですか。

- (答)
- 三党合意では、所得制限の基準を、年収960万円(夫婦と児童2人世帯)とすることとされていますが、具体的な基準額、被用者・非被用者別の取扱い、扶養親族数による額の設定などについては、今後検討していくこととなります。

問30 所得制限限度額と比べる「所得」の範囲は従前の児童手当と同様ですか。

- (答)
- 三党合意における所得制限にかかる「所得」の範囲は従前の児童手当と同様の範囲を想定しているものと考えられますが、具体的な範囲については、今後検討していくこととなります。

子ども手当Q&A (平成23年10月以降の新たな子ども手当制度)

※現時点の検討状況を踏まえたものであり、今後、地方自治体からのご意見を踏まえ、修正することもありますのでご承知置きください。

(三党合意)

問1 8月4日に民主党、自由民主党、公明党の三党で「子どもに対する手当の制度のあり方について」が合意(以下、「三党合意」といいます。)されましたが、これを踏まえ、平成23年10月以降、平成23年度中の制度はどのようになりますか。

(答)

- 三党合意を踏まえ、今般、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案」(以下、「特別措置法案」といいます。)を閣議決定したところであり、平成23年10月以降半年間の手当制度については、以下のとおりとなる予定です。

平成23年度10月からの手当制度(予定)

(平成23年10月分～平成24年3月分)

- **支給月額**
 - ・ 0歳～3歳未満(一律) 15,000円
 - ・ 3歳～小学校修了前(第1子・第2子) 10,000円
 - ・ (第3子) 15,000円
 - ・ 中学生(一律) 10,000円
- **所得制限**
なし
- **費用負担**
児童手当部分は児童手当と同様の負担割合、それ以外の費用については、全額を国庫が負担(公務員については所属庁が負担)
- **新たな支給要件等**
 - ・ 子どもに対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)
 - ・ 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で手当を支給
 - ・ 未成年後見人や父母指定者(父母等が国外にいる場合のみ)に対しても、父母と同様(監護・生計同一)の要件で手当を支給(父母等が国外居住の場合でも支給可能)
 - ・ 監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、子どもと同居している者に支給(離婚協議中別居の場合に支給可能、単身赴任の場合を除く)
 - ・ 保育料を手当から直接徴収できるようにする、学校給食費等については、本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとする
 - ・ 地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設ける
- **法制上の措置**
半年間の特別措置法案により実施
- **施行時期**
平成23年10月1日

問2 平成23年10月からの新たな手当制度については、特別措置法案により行うこととされていますが、その間における現行の子ども手当法及び児童手当法の取扱いはどうになりますか。

(答)

- 現行の子ども手当法に基づく支給は平成23年9月分までとなります。
- 児童手当法については、特別措置法案において、現行の子ども手当法と同様、児童手当法の支給要件にかかる条文については適用しない旨の規定を設けています。
- なお、特別措置法案は新規立法の取扱いとしています。

問3 平成23年10月以降、手当の名称は変わりますか。

(答)

- 特別措置法案においては、10月から半年間は「子ども手当」の名称としています。
なお、平成24年度以降の手当制度については、三党合意において、法制上の措置として、特別措置法案における支給額等を基にして、児童手当法に所要の改正を行うことを基本とすることとされています。

問4 特別措置法案施行までのスケジュール等について教えてください。

(答)

- 特別措置法案は、平成23年8月17日に閣議決定され、国会に提出したところです。現在開会中の国会(会期は8月末まで)において審議が行われるものと承知しておりますが、審議状況等につきましては、随時情報提供してまいりますと考えております。

問5 平成24年度からの手当制度については、別途、新たな立法措置がなされるのでしょうか。どのような制度となる見込ですか。

(答)

- 平成23年10月から半年間の手当制度については、時限的な特別措置法案で対応することとし、平成24年度以降の手当制度については、新たな立法措置が予定されます。
- なお、三党合意においては、平成24年度以降の手当制度等について、
・ 所得制限の導入は被災地の状況を見定め平成24年度(6月分)から実施する
・ 所得制限世帯における所得税及び住民税の扶養控除(所得控除)の廃止による減収に対する必要な税制上、財政上の措置を検討し、平成24年度から所要の措置を講じるものとする
・ 所得制限の基準を、年収960万円程度(夫婦と児童二人世帯)とする
・ 所得制限世帯も含めた扶養控除のあり方について、平成24年度税制改正までに総合的に検討することとされ、法制上の措置については、「平成24年度以降の子どものための現金給付については、上記の支給額等を基にして、児童手当法に所要の改正を行うことを基本とする。その際、地方等と十分に協議を行い、その理解を得るよう努めるものとする。」とされているところです。

(申請・認定・通知)

問6 平成23年10月からの子ども手当の支給にあたって、どのような申請手続きを

いつまでに行えばよいのですか。

(答)

- 特別措置法案においては、平成23年10月からの手当の支給にあたって、これまで子ども手当を受給していた方も含め、支給要件に該当する全ての方から認定請求をしていただく取扱いとしています。
- このような取扱いとするのは、特別措置法案により、子どもに対する国内居住要件を設けるなど、支給要件等の変更を行ったことから、これまで受給者であった方が、10月以降必ずしも受給者とならない場合があるため、支給対象となり得る全ての方から認定請求をしていただき、支給要件に該当するか否かを判断する必要があるからです。
- なお、これまでの子ども手当(児童手当)で年1回実施していた「現況届」(届出の内容は認定請求とほぼ同じ)については、つなぎ法により、本年は実施しないこととされており、今回認定請求を全ての方にさせていただいても、住民に過度な負担は生じないものと考えています。
- 請求期間については、特別措置法案により、猶予期間を設けており、施行日において現に支給要件に該当している方については、平成24年3月31日までに請求を行えば、平成23年10月分の手当から受給できることとなります。
- また、平成23年10月1日(施行日)から平成24年2月29日までの間に、新たな支給要件に該当するに至った方については、平成24年3月31日までに認定請求を行えば、支給要件に該当するに至った日の翌月分から受給できることとなります。

問7 平成23年9月末日における全ての子ども手当受給者(現行の子ども手当法に基づく受給している方)に対して消滅通知を通知する必要がありますか。

(答)

- 現行の子ども手当法は、平成23年9月分までの支給を定めるものであることから、現行の子ども手当法に基づく受給者については、平成23年9月末日をもって受給権が消滅するものであり、消滅処分を伴わないため、支給消滅通知を通知する必要はありません。

問8 平成23年10月からの新たな手当制度において、現行の子ども手当から受給額が減額される方に対しては、額改定通知を通知する必要がありますか。

(答)

- 問7の答のとおり、現行の子ども手当法に基づく受給権は消滅し、10月以降の手当の支給にあたっては、特別措置法案に基づく請求・認定が行われることとなります。
したがって、現行の子ども手当から受給額が減額される方についても、額改定処分ではなく、新規認定の取り扱いとなります。

問9 子どもの出生や住所変更により、9月中に現行の子ども手当の認定請求があった場合、認定事務はどのように行えばよいですか。

(答)

- 10月分から支給となるご質問のような場合の取扱いは、現行の子ども手当の認定請求として受け付けた上で、法律の施行後に、当該法律に基づく子ども手当の認定請求書とする旨の請求者の意思を確認し、併せて、特別措置法案に規定される支給要件を確認したうえで、施行後に認定を行うこととして差し支えありません。

問10 平成23年10月からの新たな手当制度においても、被用者・非被用者の区分をする必要がありますか。

(答)

- 費用負担について、現行の子ども手当と同様、被用者と非被用者では負担割合が異なりますので、被用者・非被用者の区分をする必要があります。なお、3歳以上小学校修了前の子どもについては、第1子・第2子、第3子以降で支給月額が異なるため、出生順位による子どもの区分も必要となります。

(支払い)

問11 平成23年9月分までの子ども手当について、平成23年10月からの新たな手当と内払い調整することができますか。

(答)

- 現行の子ども手当法に基づく子ども手当と、平成23年10月以降の特別措置法案に基づく子ども手当は、内払い調整はできないこととなる予定です。

問12 平成23年10月に新たな手当の受給者となった方が、10月中に転出した場合、10月分の手当は随時払いで対応しなければなりません。その場合、システム改修などに時間を要し、通常の随時払いよりも遅れる可能性があります。どのように対応すればよいですか。

(答)

- お見込みのとおり、随時払いでの対応となり、できるだけご対応いただきたいと考えていますが、システム改修に時間を要するなど、事務的な理由で結果として随時払いがシステム整備後となることもやむを得ないものと考えています。

(新たな支給要件等)

問13 平成23年10月からの新たな手当制度において、3歳以上小学校修了前の子どもについては、第1子・第2子と第3子以降で支給月額が異なりますが、第3子とは、児童手当と同様、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの中で数えるのでしょうか。

(答)

- お見込みのとおり、請求者が監護し、かつ、生計を同じくする(維持する)18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの中で数えることとなります。
- したがって、例えば、19歳、16歳、10歳、5歳の子を養育している方について、支給対象となる10歳と5歳の子どもについては、10歳の子どもが第2子の取扱い(支給月額10,000円)、5歳の子どもが第3子の取扱い(支給月額15,000円)となります。

問14 平成23年10月からの新たな手当制度において、保育料を手当から特別徴収できる仕組みができることとありますが、具体的な内容を教えてください。

(答)

- 保育料については、子ども手当の受給資格者と保育料を支払うべき扶養義務者が同一である場合は、児童福祉法に定める徴収方法の特例として、その者に子ども手当の支払いをする際にその費用を徴収することができるような仕組みとする予定です。実際に保育料の特別徴収を行うにあたっては、市町村において、特別徴収の対象となる者や金額を決め、支給を行う前に対象となる者に特別徴収を行うことや特別徴収する額その他厚生労働省令で定める事項を通知す

広域協が役員会開催

会議終了後に要望活動展開

広域行政圏市議会協議会は8月10日、全国都市会館で正副会長・監事・相談役会議(会長 碓井宏政・三島市議会議長)を開催。平成24年度広域行政施策に関する要望を決定した。

要望の柱は▽地域社会形成や地域住民の福祉向上のため、広域行政圏施策に対しての財政措置拡充▽自治体間連携の自発的形を可能とする新たな広域連携の早期構築▽情報、交通ネットワークの整備、地域医療体制の確保、農林水産業の推進、自然環境の保全等の地域経済基盤施策に

対する財政支援措置充実に3本。会議終了後、碓井会長を中心とした実行運動班は、鈴木克昌・総務副大臣、稲見哲男・民主党陳情要請対応本部副

本部長に面談し、要望実現に向け協力を求めるなど、関係方面へ要望活動を展開した。また当日は、総務省自治行政局の小柳太郎・市町村体制整備課課長補佐が「広域行政をめぐる最近の動向」をテーマに説明。市町村合併の進捗状況や今後の合併に対する考え方、これからの基礎自治体

の展望について語った。なお、当日の実行運動班の参加市は次のとおり。
▽三島市(会長)▽滝川市(副会長)▽新発田市(同)▽矢板市(同)▽笠岡市(同)▽松山市(同)▽佐賀市(同)▽江別市(監事)▽鹿角市(同)▽勝山市(同)▽大月市(同)▽旭川市(相談役)



稲見哲男・民主党陳情要請対応本部副本部長(右)に要望

道路整備財源確保へ

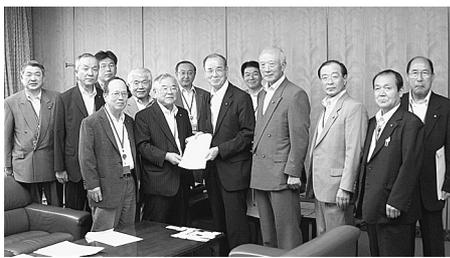
高速協が役員会で要望決定

全国高速自動車道市議会協議会は8月8日、函館市のロワジュールホテル函館で正副会長・監事・相談役会議(会長 妻鹿常男・高松市議会議長)を開催した。当日は会長挨拶とあわせて開催市の能登谷公副会長(函館市議長)が挨拶。会議では高速道路建設促進に関する要望を決定した。

要望内容は次のとおり。
①高速道路の建設促進についてミッシングリンク解消のための予算確保、社会資本整備審議会への地方代表委員の参画、高速自動車国道を中心とした高規格幹線道路網の整備のための財源確保など②

高速道路の料金制度について ②高速道路の料金制度等について国土の振興・発展を阻害することがないよう全国一律の体系的推進など③高速道路の利便性向上についてスマートインターチェンジ等の促進など④防災・安全対策等の推進についてITS(高度

道路交通システム)の推進、救急車退出路並びに緊急進入路の整備促進など
なお、要望事項のうち国土ミッシングリンク解消については、地域経済の強化による地域の自立支援や観光地へのアクセス、観光周遊ルートの形成等のために必要不可欠。ミッシングリンクが解消されそこそ高速道路は、その効果を最大限に発揮する。



鈴木克昌・総務副大臣(中央)に対し要望する広域協実行運動班

①高速道路の建設促進についてミッシングリンク解消のための予算確保、社会資本整備審議会への地方代表委員の参画、高速自動車国道を中心とした高規格幹線道路網の整備のための財源確保など②



あいさつする妻鹿常男会長

(財)東京市政調査会 第30回『都市問題』公開講座 「震災復興と自治」

財団法人東京市政調査会は、「都市問題」公開講座を10月1日、下記のとおり開催しますので、皆様のご参加をお待ちしております。

◇開催趣旨

2011年3月11日、巨大地震が引き起こした大津波は、東北地方の太平洋沿岸を壊滅状態におとし入れた。くわえて、巨大地震と大津波によって東京電力福島第一原子力発電所が制御不能状態となり、多くの放射性物質が広範囲に拡散している。ここからどのようにして復興していくのか。津波被災地域と原発被災地域の復興は、相対的に分けて考えられるべきだろうが、ともに、住民そして被災市町村の自治を基本とせねばならないのではないか。東西日本の中間に位置する松本の地で、震災復興と自治のあり方を考える。

◇基調講演

増田 寛也 氏 (野村総合研究所顧問、前岩手県知事、元総務大臣)

◇パネルディスカッション

- 井伊久美子 氏 (日本看護協会常任理事)
- 菅谷 昭 氏 (松本市長、元ペラルーシ国立がんセンター指導医)
- 高成田 亨 氏 (仙台大学教授、東日本大震災復興構想会議委員)
- 室崎 益輝 氏 (関西学院大学教授、内閣府中央防災会議専門委員会委員)
- 新藤 宗幸 氏 (東京市政調査会研究担当常務理事) <司会>

- ◆日時: 平成23年10月1日(土)13:30~16:30
- ◆場所: 松本市駅前会館 4階 大会議室
- ◆参加費: 無料
- ◆参加申込: 東京市政調査会ホームページから (<http://www.timr.or.jp>)
- ◆申込期限: 平成23年9月26日(月)※満席となり次第受付終了
- ◆問合せ: 東京市政調査会研究室 TEL: 03-3591-1261

議会人事

- ▽議長 五野井敏夫(7・27)
- ▽東松島 古見金弥(7・27)
- ▽大月 中山廣司(7・27)
- ▽加古川 田中友彦(8・1)
- ▽平川 井上与一郎(8・2)
- ▽京都 菅原節郎(7・27)
- ▽東松島 卯月政人(7・27)
- ▽大月 佐藤 守(7・27)
- ▽加古川 細野祐治(7・29)
- ▽加賀 小西裕史(4・1)
- ▽事務局長 長沢宏昌(8・1)
- ▽石狩
- ▽相馬